



令和7年度

徳島県医師修学資金貸与事業 修学生事前募集要領

徳島県医師修学資金貸与事業は、将来、徳島県内の公的医療機関等で医師として従事しようとする徳島大学医学部医学科学生に対して、徳島県が修学資金を貸与する制度です。

令和7年度徳島大学医学部医学科学校推薦型選抜Ⅱの「地域枠」を志望し、入学後に修学資金の貸与を希望する者に対して、事前募集を行います。

～募 集 期 間～

令和6年10月21日（月）～ 令和6年11月1日（金）

申請方法等

1 応募資格

次の2つの条件を満たす必要があります。

- ①令和5年4月1日から令和7年3月31日までに徳島県内の高等学校及び中等教育学校（以下「高等学校等」という。）を卒業した者又は卒業見込みの者で、出身高等学校等の長からの推薦を受け、令和7年度徳島大学医学部医学科学校推薦型選抜Ⅱの「地域枠」に係る推薦状（以下「推薦状」という。）の交付を徳島県に申請する者。
- ②将来、徳島県内の公的医療機関等において、医師として勤務しようとする意志のある者。

※推薦状の交付申請については、「令和7年度徳島大学医学部医学科学校推薦型選抜Ⅱに係る『徳島県地域枠推薦学生』募集要項」を参照してください。

2 貸与額

①入学金（1年生のみ）	282,000円	
②授業料	535,800円/年	6年間の貸与総額は
③奨学金（生活費）	100,000円/月	10,696,800円

3 貸与する期間及び貸与方法

- ①貸与期間は、貸与決定の年の4月から大学を卒業する月までです。
- ②入学金については入学年次に1回、授業料については年2回貸与し、生活費については毎月貸与します。
(口座振込によって貸与します。)

4 応募方法及び募集期間

①申請書類の提出

修学資金貸与事前申請書(推薦状交付申請書類様式第5号)を、「令和7年度徳島大学医学部医学科学学校推薦型選抜Ⅱに係る『徳島県地域枠推薦学生』募集要項」に定めるその他の推薦状交付申請書類と共に、「5 応募先」あてに持参又は郵送で提出してください。

②募集期間

令和6年10月21日(月)から令和6年11月1日(金)まで

5 応募先

徳島県保健福祉部医療政策課 地域医療・医師確保担当(県庁2階)

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

TEL: 088-621-2151 FAX: 088-621-2898

※持参の場合 募集期間内の月～金曜日 8時30分から18時まで。

郵送の場合 書留郵便で郵送してください。

(令和6年11月1日の消印まで有効)

6 徳島県地域枠推薦学生の決定

徳島県による選考(書類選考及び面接)の結果、「徳島県地域枠推薦学生」として推薦状の交付が決定された者に文書により通知します。

7 本申請の手続き

①申請書類の送付

令和7年度徳島大学医学部医学科学学校推薦型選抜Ⅱの「地域特別枠」に合格した者には、本申請手続きのための書類をお送りしますので、入学後は遅滞なく手続きを行ってください。

②保証人

本申請には、2人の保証人が必要です。保証人は、独立した生計を営む身元の確実な成年者であることが必要です。また、申請者が未成年者であるときは、保証人のうちの1人は、法定代理人である必要があります。

③添付書類

入学後に行う本申請手続きには、申請者自身が記入する書類の他に次の書類が必要となります。

ア 大学の在学証明書

イ 大学の学長又は学部長の推薦書

ウ 本人及び保証人の戸籍抄本(発行日から6ヶ月以内のもの)

※地域特別枠合格者から提出された本申請書類の内容を確認し、問題がなければ速やかに正式な貸与決定を行い、修学資金を貸与します。

修学資金の返還免除

貸与期間終了後、貸与を受けた医師が、次の条件をすべて満たしたときは修学資金の返還債務が全額免除になります。

1 業務従事期間の満了（次の条件をすべて満たしたとき）

- ① 大学を卒業した日から1年6ヶ月以内に医師免許を取得すること。
- ② 医師免許の取得後、直ちに知事が定める臨床研修病院で従事すること。
- ③ 修学資金の貸与終了時点から、貸与期間の2倍に相当する期間（「2倍相当期間」）を経過するまでに、徳島県内の公的医療機関等において、臨床研修期間も含め、修学資金の貸与期間の1.5倍の期間（「業務従事期間」）医師の業務に従事すること。

【業務従事期間の計算例】

貸与期間が6年間（1～6学年）の場合 → 業務従事期間：6年×1.5＝9年間
 2倍相当期間：6年×2＝12年間
 （業務従事期間の中断は最大3年間まで可能）

【業務従事期間中の勤務例（基本ローテーション）】

年 数	業務従事期間（最長9年間）									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
ローテーション病院群	臨床研修	1・2・3群								
		3群病院を最低1年※								
		3群病院を最低3年※								

※ 3～6年目に3群病院を最低1年勤務かつ

3～9年目に3群病院を最低3年間勤務。

なお、専門研修期間が4年以上と定められている等の理由により希望する基本領域専門医の取得に支障を来す恐れがある場合、

3～6年目に3群病院を最低1年勤務するという点については、この限りではありません。

ただし、2つの基本領域専門医の取得（ダブルボード）を目指す場合は、最初に取得を目指すプログラム制の基本領域専門医がこの対象になります。

また、3群病院を最低3年間勤務するという点については、「累計で3年間分の3群病院勤務」を条件に日割り勤務等も認められることがあります。

【徳島県内の公的医療機関等】

1 群病院：徳島県立中央病院、徳島市民病院、徳島赤十字病院、徳島県鳴門病院、吉野川医療センター、阿南医療センター、阿波病院、独立行政法人国立病院機構とくしま医療センター東病院、独立行政法人国立病院機構とくしま医療センター西病院、徳島赤十字ひのみね医療療育センター

2 群病院：徳島大学病院

3 群病院：徳島県立海部病院、徳島県立三好病院、つるぎ町立半田病院、三好市国民健康保険市立三野病院、国民健康保険勝浦病院、那賀町立上那賀病院、美波町国民健康保険美波病院、海陽町国民健康保険海南病院

なお、臨床研修期間中における3群病院での勤務については、3ページに記載されている「3群病院を最低3年間勤務」における「3群病院の勤務」とはみなされません。また、同様に、臨床研修期間中においては、「累計で3年間の3群病院勤務」を条件とする日割り勤務等についても、「3群病院の勤務の累計分」とはみなされません。

※3群病院での勤務中においては、地域医療への支援として、へき地診療所等での代診等もありますが、へき地診療所での常勤配置はありません。

【ローテーションの参考例】

業務従事期間9年間の場合で、自己選択により業務を3年間中断した場合。

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
臨床研修		1・2群		3群		研修等			3群	1・2群	
業務従事期間						中断期間			業務従事期間		

※育児休業期間や介護休業期間など、やむを得ない理由があると認められる期間については、2倍相当期間にその期間を加算し、その合計した期間内に業務従事期間を満了すれば、返還免除を受けることができます。

平成25年8月の制度改正により、平成26年度から下記条件を満たし、知事が特別に認めた場合は最大4年間を2倍相当期間に加算することを認めております。

(条件)

- ①自身の医学的知識・能力の向上に役立つ進学等であること。
- ②加算期間中の研修計画等県が別に定める様式を提出すること。
- ③最低1年間の3群勤務をしていること。

2 業務従事期間中の勤務等について

「地域特別枠」入学者は、学生期間中は、「キャリア形成卒前支援プラン」の適用を受けることとなります。

また、修学資金の貸与を受けた医師（以下「修学資金貸与医師」という。）は、徳島県の策定した「キャリア形成プログラム」の適用を受けることとなり、業務従事期間内における勤務については、修学資金貸与医師が、原則として業務従事期間終了までに、自己の診療科の基本領域専門医試験の受験資格を取得できるよう、基本ローテーションを前提に勤務医療機関を調整します。

ただし、2つの基本領域専門医の取得（ダブルボード）を目指す場合は、最初に取得を目指すプログラム制の基本領域専門医がこの対象となります。

業務従事期間内において修学資金貸与医師の身分は、勤務先の公的医療機関等に属することになります。

なお、「2倍相当期間」を経過するまでに、徳島県内の公的医療機関等において、臨床研修期間も含め、業務従事期間、医師の業務に従事することを誓約し、入学していることから、原則として、地域特別枠（キャリア形成プログラム）からの離脱は、認められません。ただし、入学者が離脱を回避する努力を行った上で、徳島県及び徳島県地域医療支援センターが協議し、特別に離脱を認める場合があります。詳しくは、「令和7年度徳島県医師修学資金貸与制度のしおり」8ページ以下をご参照ください。

修学資金の返還

返還事由が発生したときは、その事由が生じた日の翌月の末日までに、貸与を受けた修学資金の金額に返還利息を合わせた金額を返還しなければなりません。

1 返還事由

- ①大学を卒業した日から1年6ヶ月以内に医師免許が取得できなかったとき。
- ②医師免許を取得後、直ちに県が定める病院が実施する臨床研修に従事しなかったとき。
- ③「2倍相当期間」が経過するまでに、業務従事期間を満了する見込みがなくなったと認められるとき。
- ④修学資金の貸与契約が解除されたとき。
- ⑤業務外の事由により死亡したとき（申請により、返還債務が免除又は猶予される場合があります）。

2 返還期日

返還事由が発生したときは、翌月の末日までに、返還額全額を返還しなければなりません。

3 返還利息

返還利息は、貸与を受けた修学資金のそれぞれの経費の額に、それぞれの貸与を受けた日から最後に貸与を受けた日の属する月の末日までの期間に応じて、年10%の割合により算定した額になります。

4 延滞利息

正当な理由なく、返還額を返還期日までに、返還できなかったときは、返還期日の翌日から返還日までの日数に応じて、返還額について年14.5%の延滞利息を支払わなければなりません。

注意事項

- 1 申請者は、「令和7年度徳島県医師修学資金貸与事業修学生事前募集要領」、「令和7年度徳島県医師修学資金貸与制度のしおり」及び「令和7年度徳島大学医学部医学科学学校推薦型選抜Ⅱに係る『徳島県地域枠推薦学生』募集要項」を読み、制度を確認してください。
- 2 申請書類は重要な書類のため、遺漏のないよう正確に記入してください。
- 3 申請書類は採用の可否にかかわらず返却いたしませんので、ご了承ください。

応募先・お問い合わせ先

徳島県保健福祉部医療政策課地域医療・医師確保担当
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
TEL：088-621-2151
FAX：088-621-2898
E-mail：iryo@mail.pref.tokushima.lg.jp